

育児介護休業法に基づく男性の育児休業取得率の公表

「育児休業等をした男性労働者の数」 1名 ÷

「配偶者が出産した男性労働者の数」 2名 =

「男性の育児休業等の取得率」 = 50%

2024年7月1日から 2025年6月30日